

原規規発第 1608242 号

平成 28 年 8 月 24 日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

原子力規制委員会

NRA-Cb-16-002

先般、仏国原子力安全局（以下「ASN」という。）は、仏国内で運転中の 58 基の加圧水型原子力プラントのうち、18 基で用いられている蒸気発生器において、その水室の機械的強度が想定より低い可能性があるとの仏国電力（以下「EDF」という。）の報告を発表しました。当該報告によると、当該蒸気発生器の水室は、仏国クルゾ・フォルジュ社（以下「クルゾ社」という。）又は日本鑄鍛鋼株式会社（以下「JCF C」という。）により鍛造されたものであり、機械的強度を低下させる炭素濃度の高い領域を持つ鍛造鋼が使われた可能性があるとのことです。

ASNはEDFに対して、当該蒸気発生器の水室の機械的強度を裏付けるよう指示を出しており、また、このような鍛造鋼がクラス 1 容器（高温高圧の原子炉冷却材を閉じ込める原子炉容器、蒸気発生器、加圧器）において、使用されていないかどうかについて調査を継続するとしています。

これを受け、原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、国内の実用発電用原子炉の原子炉容器等において、炭素濃度の高い領域が残っている可能性がある鋼塊部分を含んだ鍛造鋼の使用の有無等について確認する必要があると判断し、実用発電用原子炉設置者に対し、下記のとおり対応することを求めます。

なお、今後ASNによる調査の状況を踏まえ、追加の指示を行う場合がある旨、申し添えます。

記

1. 貴社が設置する実用発電用原子炉施設（廃止措置計画の認可を受けた施設、原子炉を運転することができる期間が満了した施設及び福島第一原子力発電所を除く。）の以下の調査対象機器について、製造方法及び製造メーカーを調査し、その結果を平成 28 年 9 月 2 日までに当委員会に報告すること。

調査対象機器	
加圧水型原子炉	原子炉容器、蒸気発生器、加圧器
沸騰水型原子炉	原子炉圧力容器

2. 1. の調査の結果、鍛造鋼の使用が確認された場合は、当該鍛造鋼が規格（J I S等）を上回る炭素濃度領域を含む可能性について評価し、その結果を平成28年10月31日までに当委員会に報告すること。

以上

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

北海道電力株式会社
代表取締役社長 真弓 明彦 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏哉 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇人 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1608242 号
平成 28 年 8 月 24 日

電源開発株式会社
取締役社長 渡部 肇史 殿

原子力規制委員会

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る対応について、原子力規制委員会は、実用発電用原子炉設置者に対して別紙（NRA-Cb-16-002）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。